

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得がある後期高齢者医療被保険者の 医療費の窓口負担割合が変わります

- 令和4年10月1日から、一定以上の所得がある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 窓口負担割合の変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	医療費 負担割合	区分	医療費 負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等※	1割	一定以上所得の ある方	2割

} 被保険者全体
の約20%



※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

見直しの背景

- 令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫などの世代)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

- 北海道後期高齢者医療広域連合 (011-290-5601)
- 日高町役場 住民生活課 保険医療グループ (01456-2-6182)

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、「厚生労働省コールセンター」(0120-002-719)にお問い合わせください。

※「厚生労働省コールセンター」は令和4年3月まで開設。

窓口負担割合2割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療の被保険者※1の課税所得※2や年金収入※3をもとに、世帯単位で判定します。
(令和3年中の所得をもとに、令和4年8月頃から判定が可能になり、9月中に被保険者証を交付します)

現役並み所得者※4に該当するか

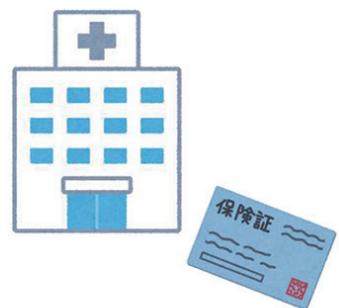
該当する

該当しない

課税世帯であって
世帯内の被保険者の方※1のうち
課税所得※2が28万円以上の方がいるか

いない

いる



世帯に被保険者※1が
2人以上いるか

1人だけ

2人以上

「年金収入※3+その他の
合計所得金額※5」が
200万円以上か

「年金収入※3+その他の
合計所得金額※5」の
合計が320万円以上か

200万円
未満

200万円
以上

320万円
未満

320万円
以上

世帯全員が
3割

世帯全員が
1割

1割

2割

世帯全員が
1割

世帯全員が
2割

※1 後期高齢者医療の被保険者とは

75歳以上の方と65～74歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けた方です。

※2 「課税所得」とは

住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方です。

※5 「その他の合計所得金額」とは

年金収入以外の事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。また、給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。